

人事行政の運営等の状況について

戸田競艇企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年組合条例第4号）第4条の規定に基づき、令和2年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和2年度 採用者なし

(2) 再任用の状況

令和2年度 (令和2年4月1日付)

職 種 名	人 数	内 訳	
		男性	女性
開催執行委員 (短時間勤務職員)	3人	3人	0人

(3) 職員の退職の状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

職 種 名	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	その他	合 計
事 務 職	0人	0人	1人	0人	1人

2 職員の人事評価の状況

評価対象職員	全職員
評価対象期間	1か年
評価領域	成績・能力・態度
評価の反映	昇給・昇格

3 職員の給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（収益的支出）

区 分	総費用 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
令和2年度	39,721,934 千円	294,092 千円	0.74%

- (注) 1 総費用には、消費税を含む。
 2 人件費には、特別職及び議員等に支給される報酬等を含む。また、共済組合負担金等の法定福利費を含む。

(2) 職員給与費の状況（支給実績）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当り給与費 (B)／(A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和2年度	31人	115,832千円	39,988千円	53,667千円	209,487千円	6,757千円

- (注) 1 無給休職者（育児休業者等）及び再任用短時間勤務職員を含まない。
 2 職員手当には、期末・勤勉手当、退職手当及び児童手当を含まない。
 3 期末・勤勉手当には、令和2年度予算計上分（令和元年12月～令和2年3月分）の賞与引当金繰入額が含まれる。

(3) 特別職及び議員等に支給される報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

職 名	区分	報酬額	期末手当
企業長	月額	66,600円	(令和2年度支給割合)
副企業長	月額	61,200円	4.00月
議長	月額	51,400円	(令和2年度支給割合)
副議長	月額	50,900円	
委員長	月額	50,400円	
議員	月額	49,900円	
代表監査委員	月額	43,700円	—
監査委員	月額	31,500円	—
運営審議委員会委員長	日額	12,000円	—
運営審議委員会委員	日額	11,000円	—

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
戸田競艇企業団	39.4歳	321,265円	410,812円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職員の給料の平均額である。
 2 「平均給与月額」とは、令和2年4月1日現在における職員の給料の月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当の額を合計したものの平均額である。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	戸田競艇企業団		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	185,500円	198,400円	182,200円	195,500円
	高校卒	157,600円	168,900円	150,600円	160,100円

- (注) 国の一般行政職・大学卒の初任給は、試験区分「一般職（大卒）」の額である。

Ⅲ 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補の職務	6人	19.35%
2級	主事の職務	7人	22.58%
3級	主任の職務	1人 (1人)	3.23% (50.00%)
4級	主査の職務	2人 (1人)	6.45% (50.00%)
5級	副主幹の職務	3人	9.68%
6級	主幹の職務	5人	16.13%
7級	部長・参事の職務	5人	16.13%
8級	局長・局次長・参与の職務	2人	6.45%
合 計		31人 (2人)	100.0% (100.0%)

- (注) 1 戸田競艇企業団の給与規程に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 令和2年度における昇給への勤務成績の反映状況（昇給区分の決定）について、能力評価結果に基づき、人事評価を行った結果、最低では2号給、最高で4号給の昇給を行った。
 2 55歳以上の職員については、平均的な勤務評定結果であれば昇給幅は2号給とし、55歳未満の職員の4号給と差をつけている。（令和2年度は、該当者はなし）

※ 対象者は、行政職給料表適用者とする。

Ⅳ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

戸田競艇企業団		国	
一人当たり平均支給額（令和2年度）		_____	
1,731,216円			
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45月分)	(0.90月分)	(1.45月分)	(0.90月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

戸田競艇企業団			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
一人当たり平均支給額 (令和2年度決算)			— 円		
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象	支給率	支給対象職員数	国基準による支給割合
戸田競艇企業団	10%	28人	6%
支給実績（令和2年度決算）		13,073,188円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		421,715円	

(注) 支給職員一人当たり平均支給年額は、支給実績を令和2年4月1日現在の地域手当支給対象の職員数（無給休職者及び再任用短時間勤務職員を除く）で除した額である。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	6,234,676円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	389,667円
支給実績（令和元年度決算）	9,698,579円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	570,505円

(注) 再任用短時間勤務職員を含まない。

(5) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員一人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500円	同		3,103,500円	182,558円
	配偶者 (8級職) 3,500円				
	子 10,000円 (満16歳年度初め～満22歳年度末までは、5,000円加算)				
	父母等 6,500円				
住居手当	借家（最高限度額）28,000円 持家 5,000円	異	借家（最高限度額）28,000円 持家及び新築・購入における支給制度は	3,812,000円	181,524円

	新築・購入（5年間） 6,500円		廃止している		
通勤手当	運賃等相当額または距離に応じた定額（運賃等における最高限度額は、一月当たり55,000円）	異	距離ごとに支給額が異なる	1,969,150円	70,327円
管理職手当	事務局長 90,000円 事務局次長 86,000円 部長・参与 83,000円 参事 80,000円 主幹 70,000円 副主幹 60,000円	異	支給区分及び支給額が異なる	11,796,000円	907,385円
当直手当	宿直勤務又は日直勤務 1回につき支給	異	勤務形態に応じ 4,200円～9,500円 を支給	0円	—

(注) 1 支給実績及び支給職員一人当たり平均支給年額は、令和2年度支給額である。
2 無給休職者（育児休業者等）及び再任用短時間勤務職員を含まない。

V 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和2年度	令和3年度		
議会	2人	2人	0人	
総務	30人	29人	△1人	退職による
合計	32人	31人	△1人	

(注) 職員数には、再任用短時間勤務職員を含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	24歳未満	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳
職員数	0人	4人	6人	4人	1人	5人
構成比	0.00%	12.90%	19.35%	12.90%	3.23%	16.13%
区分	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	4人	3人	3人	1人	0人	31人
構成比	12.90%	9.68%	9.68%	3.23%	0.0%	100%

(注) 職員数には、再任用短時間勤務職員を含まない。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	9 : 00	17 : 30	12 : 15 ~ 13 : 00

(2) 休暇取得状況

年次有給休暇の取得状況（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日）

総付与時間 (A)	総取得時間 (B)	対象職員数 (C)	平均取得時間 (平均取得日数) (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
9,339 時間	2940.3 時間	31 人	94.8 時間 (12 日 2 時間)	31.5%

(注) 職員数には、無給休職者（育児休業者等）及び再任用短時間勤務職員を含まない。

(3) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日）

区 分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業
新たに取得した者	1 人	0 人	0 人
前年度から引き続けている者	1 人	0 人	0 人

(4) 時間外勤務の状況

時間外勤務時間（令和 2 年度）

時間外勤務時間数	対象職員数	一人当たりの 時間外勤務時間数
2,820 時間	16 人	176 時間

(注) 1 職員数には、無給休職者（育児休業者等）及び再任用短時間勤務職員を含まない。

2 休日、祝日における勤務時間を含む。

5 職員の休業に関する状況

育児休業・部分休業及び育児短時間勤務の取得状況（令和 2 年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者	0 人	2 人	2 人
部分休業取得者	0 人	0 人	0 人
育児短時間勤務取得者	0 人	0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分者数（令和2年度）

区 分	分限処分者	処 分 理 由
免 職	0 人	
休 職	0 人	
降 任	0 人	
降 給	0 人	

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分者数（令和2年度）

区 分	懲戒処分者	処 分 理 由
免 職	0 人	
停 職	0 人	
減 給	0 人	
戒 告	0 人	

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除者数（令和2年度）

区 分	件 数	承認した主な事項
申 請	1 件	国勢調査員に関すること
承 認	1 件	〃

(2) 営利企業等従事の許可状況

営利企業等従事者数（令和2年度）

区 分	件 数	承認した主な事項
申 請	1 件	国勢調査員に関すること
承 認	1 件	〃

8 職員の退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正の確保（法38条の2関係）に基づき、職員の退職管理の適正化を図っている。

<再就職者による依頼等の規制>

営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間は現役職員に働きかけをすることを規制している。

<任命権者への届出>

離職後2年間のうち営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前に管理又は監督の地位に就いていた者に対して、再就職情報を届け出る義務がある。

退職者の再就職情報は次のとおりである。（令和2年度）

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の 名 称	再就職先 における地位	再就職先の 業務内容
—	—	—	—	—	—

（注）令和2年度については、該当はなし。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況

令和2年度に実施した職員研修は、合計で6コースあり、受講者の延べ人数は、12人です。

【令和2年度研修実施結果一覧】

区 分	研 修 名	日 数	受講者数	備 考
市町村職員 広域研修	階層別基本研修（中級研修（基礎））	3	4人	彩の国さいたま人 づくり広域連合
	簿記入門と公会計	2	1人	
	地方公務員法A（基本編）	1	1人	
	文書作成力向上	1	1人	
	働き方改革のための実務効率改善（中級）	2	2人	
通信教育講座	日商簿記検定講座3級	—	3人	

(2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要等（令和2年度）

令和2年12月1日を基準とし、全職員を対象に、能力評価及び業績評価の評定を実施しています。この人事評価の結果は、昇給、異動、再任用及び人材育成の資料等に活用しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

ア 埼玉縣市町村職員共済組合

(ア) 事業内容

企業団職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められており、埼玉縣市町村職員共済組合が実施しています。共済組合では、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ・「短期給付事業」＝ 共済組合員である職員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う。
- ・「長期給付事業」＝ 共済組合員である職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
- ・「福祉事業」＝ 共済組合員である職員における健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等を行う。

(イ) 事業費（令和2年度）

区 分	加入者数	企業団負担状況
埼玉縣市町村職員共済組合	32人	41,961,642円

イ 戸田競艇企業団職員互助会

(ア) 事業内容

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互扶助及び福利の増進を目的として、職員互助会において、職員の冠婚葬祭に際しての給付や福利厚生事業を実施しています。

(イ) 事業費（令和2年度）

区 分	加入者数	企業団負担状況
戸田競艇企業団職員互助会	32人	0円

(2) 公務災害等の発生状況（令和2年度）

区 分	認定件数
公務災害	0件
通勤災害	0件
合 計	0件